

『車両系建設機械運転技能講習』 (解体用)

これまで機体重量3t以上の車両系建設機械(解体用)の運転資格は、ブレーカのみが対象となっていました。しかし、法令改正により平成25年7月1日より、ブレーカに加え、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機が追加で運転資格が必要となり、従来3時間で行っていた講習が5時間に変更になりました。平成25年6月30日までに修了した資格では、平成26年7月1日以降(1年間の猶予期間後)はブレーカ以外の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を運転できなくなりましたのでご注意ください。

当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会(福岡労働局登録教習機関第10号)を下記のとおり開催致します。

【修了証で運転できる代表的な建設機械】

機体重量に関わらずブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機および解体用つかみ機を使用した解体業務

1. 日程

第1回	2019	5月18日(土)	第5回		10月26日(土)	時間 8:00~ (修了試験あり)
第2回		6月15日(土)	第6回		11月23日(土)	
第3回		7月13日(土)	第7回	2020	1月25日(土)	
第4回		9月14日(土)	第8回		3月21日(土)	

※ 受講希望者が少数の場合は中止若しくは延期する場合がございますので、ご了承願います。

2. 場 所：福岡県労働基準協会連合会戸畑会場(旧：産業教育センター) (戸畑区中原 46-1)

3. 受講料・テキスト代(消費税込み)

2019年4月1日～9月30日まで(消費税8%を含む) (単位：円)

区 分	時間	受講料	テキスト代	合 計
一般(会員・非会員を問わず)	5.0時間	19,440	1,620	21,060

2019年10月1日以降(消費税10%を含む) (単位：円)

区 分	時間	受講料	テキスト代	合 計
一般(会員・非会員を問わず)	5.0時間	19,800	1,650	21,450

4. 受講資格：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

※講習時間と別に、学科・実技それぞれ修了試験を行います。

免除資格の免許証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させて頂き、必ずご持参し提示願います。講習期間中に確認できない場合は、受講不可となります。

5. 申込み方法：

① 技能講習申込書により

当協会へ受講申込書、受講者の記載事項確認書類(例：自動車免許証のコピー(表裏))並びに講習一部免除の所持資格のコピーをFAX送信してください(受講枠確保のため)

その後、申込書原本と記載事項確認書類のコピー等一式を郵送又は協会へご持参願います。

② 写真1枚(正面・無帽・無背景：縦30mm×横24mm)申込書に貼付けてお申込み下さい。

③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。

尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しません。

6. 連絡先・振込先等

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部 (若松労働基準協会)
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 FAX：093-863-6567
受講料振込先：北九州銀行若松支店(普通預金) NO.6149469
口座名：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部
(振込手数料は貴社にてご負担願います)

7. 建設労働者確保育成助成金ご利用のおすすめ

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費及び賃金の一部を助成する制度です。

支給要件

- 資本金3億円以下または従業員300人以下であること。
- 雇用保険の適用事業所で、保険料率が12.0/1,000であること
- 講習を受ける者が被保険者であること

助成額

- 経費助成（受講料等） 税込み額×80%
- 賃金助成（日当） 8,000円×受講日数

注)時間外や休日の取扱いなどにより助成額が異なる場合があります。

手続方法

※平成29年4月以降の講習より、講習開始2ヶ月前から一週間前までの事前届け出が必要となりました。

- 上記助成金をご利用の場合は、ご予約時に当協会へご連絡のうえ、届出期間内に事業所より計画届を労働局(助成金センター)へ提出してください。（講習修了後、連合会より助成金請求に必要な書類を送付しますので、到着後は事業所より申請してください。）
- 各種手続き不備により助成金が支給されない等のトラブルは当協会で一切の責任を負いかねます。